

事務連絡  
令和8年6月1日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制担当参事官室

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の全面施行について（周知）

太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加していることを踏まえ、令和7年6月、金属くず買受業に係る措置等を内容とする盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）が成立・公布されました。

今般、特定金属くず買受業の届出義務などの当該買受業に係る措置を含めた本法律の全面施行を迎え、警察庁において別紙のとおり、本日付けで事務連絡が発出されましたので、御案内します。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく立入検査等の際に、特定金属くず※を盗品の疑いがあると知りつつ買い受けるなど、悪質な事業者を確知した場合には、都道府県警と連携の上、合同で対応いただくようお願いいたします。併せて、都道府県におかれては、貴管下市町村等に対して周知のほどよろしく申し上げます。

※ 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成されている金属くず。現時点で銅のみ対象。